

検体検査業務委託プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の要件をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「検体検査業務委託プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査における総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) ブランチラボ（院内検査室）運営の基本的姿勢（20点）
- (2) 人員配置体制（30点）
- (3) 安定運用体制（検査機器、試薬）（20点）
- (4) 精度管理（10点）
- (5) バックアップ体制（20点）
- (6) 業務引継体制（20点）
- (7) 病院機能向上等の貢献策（30点）
- (8) 委託料の妥当性（50点）

3 審査委員会

審査委員会を以下により開催する。

参加者は提出した企画提案書に基づき、審査委員会でプレゼンテーションを行う。

(1) 開催時期、場所

令和元年12月 上旬～（予定） 審査委員会（プレゼンテーション）

場 所：幡多けんみん病院 大会議室(予定)

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの時間は1者20分までとする。

各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

順番等については別途通知する。

※1参加者あたり5名までの出席とし、受託責任者候補者は必ず出席するものとする。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションを併せて審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「検体検査業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。

(3) すべての参加者の審査が終了したのち、各審査委員の審査結果（得点）を集計し、最高得点数の者を候補者とし、次順位の者を次点者として選定する。

(4) 審査の結果、最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。